

長野県看護大学大学院履修規程

長野県看護大学大学院履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県看護大学大学院学則（以下「院学則」という。）第15条の規定に基づき、授業料目の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定で「履修」とは、履修の登録をし、授業に出席して単位を修得するまでをいう。

(履修の登録)

第3条 学生は履修しようとする授業科目について、指定の期日までに履修登録書（様式第1号）により登録を行わなければならない。

2 履修登録をした授業科目を変更する場合は、履修登録変更届（様式第2号）により届け出を行わなければならない。

3 前項による変更ができる期間は、原則として開講後1ヶ月以内、かつ、試験前とする。

(履修の禁止)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

(履修における欠席)

第5条

長野県看護大学大学院が認める特段の理由による欠席とは、別表1の欠席事由に該当し、かつ必要な手続きを行った者について、補講等の配慮を受けることができる欠席のことをいい、欠席を許可する日数は別表1のとおりとする。

(試験)

第6条 試験は、筆記、口述、論文・報告書提出の方法により行う。

2 授業実施時間の3分の2以上の出席をしていなければ、原則として当該授業科目の受験を認めないものとする。

(成績評価)

第7条 成績の評価は、試験成績、平常の成績及び出席状況等を総合して判断する。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	60点未満

3 不合格となった科目は、再履修することができる。

(追試験)

第8条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった者に対しては、願いにより追試験を行うことができる。なお、追試験の評点は、試験

得点の 80 パーセントとする。

(再試験)

第9条 合格点に達しなかった者に対しては、願い出により再試験を行うことができる。

- 2 前項の規定による再試験は当該試験終了後2週間以内において、担当教員の指定した日に行う。
- 3 再試験による合格者の評価は可のみとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 院学則第12条において準用する長野県看護大学学則第13条に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書(様式第3号)により申請しなければならない。

(専門分野の変更)

第11条 研究上やむを得ない事情により専門分野の変更を希望する者に対しては、研究科委員会の承認を受け変更を認めることができる。ただし、1回に限る。

- 2 専門分野を変更しようとする学生は、専門分野変更願(様式第4号)により願い出なければならない。

(履修コースの変更)

第12条 専門分野履修上やむを得ない事情により履修コース(論文コース、CNSコース)の変更を希望する者に対しては、研究科委員会の承認を受け変更を認めることができる。ただし、1回に限る。

- 2 履修コースを変更しようとする学生は、履修コース変更願(様式第5号)により願い出なければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は研究科委員会が定める。

附 則

(施行日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から在籍している者及び施行日前日までに修了した者の成績評価については、改正後の長野県看護大学大学院履修規程によらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和7年1月21日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から在籍している者の専門分野の変更については、改正後の長野県看護大学大学院履修規程によらず、なお従前の例による。

(様式第1号)履修登録書

(様式第2号)履修登録変更届(大学院看護学研究科)

(様式第3号)既修得単位認定申請書(大学院看護学研究科)

(様式第4号)専門分野変更願

(様式第5号)履修コース変更願

別表1 (第9条関係)

欠席事由	提出書類及び期限	必要添付書類等	許可日数
災害、公共交通機関の障害	・欠席届	・被災(罹災)証明書 ・事故証明書 ・遅延証明書	当該日のみ
忌引き	・授業 原則5日以内 ・試験 指定された日時 まで	・会葬礼状のはがき等 ・保証人による証明書 (要押印)	・配偶者 連続する7日以内 ・一親等(父母、子) 連続する7日以内 ・二親等(祖父母、兄弟姉妹) 連続する3日以内
感染症等による出席停止	・感染症による欠席・再登校に関する届 ・登校可能時	医療機関を受診したことが確認できる書類	出席停止を必要とされた期間に限る
上記に準ずる場合	・別途指示する		感染症対策委員長の指示による期間

令和3年4月1日改正前の長野県看護大学大学院履修規程 第6条

(成績評価)

第6条 成績の評価は、試験成績、平常の成績及び出席状況等を総合して判断する。

2 成績の表示は次のとおりとし、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
優	80点～100点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	60点未満